

令和 6 年 名張市議会定例会

令和 7 年 3 月 定例議会提出議案 (1)

名 張 市

5 8	令和7年度名張市一般会計予算について	4
5 9	令和7年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	5
6 0	令和7年度名張市東山墓園造成事業特別会計予算について	6
6 1	令和7年度名張市国民健康保険特別会計予算について	7
6 2	令和7年度名張市介護保険特別会計予算について	8
6 3	令和7年度名張市後期高齢者医療特別会計予算について	9
6 4	令和7年度名張市国津財産区特別会計予算について	10
6 5	令和7年度名張市病院事業会計予算について	11
6 6	令和7年度名張市水道事業会計予算について	12
6 7	令和7年度名張市下水道事業会計予算について	13
6 8	名張市名誉市民条例及び名張市表彰条例の一部を改正する条例の制定について	14
6 9	名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	17
7 0	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	72
7 1	名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	75
7 2	名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	80
7 3	名張市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	86
7 4	名張市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	89
7 5	名張市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	93
7 6	名張市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について	96

7 7	名張市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	103
7 8	名張市農業共済基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について	106
7 9	地方独立行政法人名張市立病院中期目標について	108
8 0	地方独立行政法人名張市立病院に承継させる権利を定めることについて	115
8 1	地方独立行政法人名張市立病院定款の一部変更について	117
8 2	公の施設の指定管理者の指定について（名張市総合福祉センターふれあい）	119
8 3	市道路線の認定について	120
8 4	市道路線の変更について	122
8 5	令和6年度名張市一般会計補正予算（第8号）について	124
8 6	令和6年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について	125
8 7	令和6年度名張市東山墓園造成事業特別会計補正予算（第3号）について	126
8 8	令和6年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	127
8 9	令和6年度名張市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	128
9 0	令和6年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	129
9 1	令和6年度名張市国津財産区特別会計補正予算（第1号）について	130
9 2	令和6年度名張市病院事業会計補正予算（第3号）について	131
9 3	令和6年度名張市水道事業会計補正予算（第1号）について	132
9 4	令和6年度名張市下水道事業会計補正予算（第1号）について	133

議案第 58 号

令和 7 年度名張市一般会計予算について

令和 7 年度名張市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 59 号

令和 7 年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

令和 7 年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 60 号

令和 7 年度名張市東山墓園造成事業特別会計予算について

令和 7 年度名張市東山墓園造成事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 61 号

令和 7 年度名張市国民健康保険特別会計予算について

令和 7 年度名張市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 62 号

令和 7 年度名張市介護保険特別会計予算について

令和 7 年度名張市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 63 号

令和 7 年度名張市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 7 年度名張市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 64 号

令和 7 年度名張市国津財産区特別会計予算について

令和 7 年度名張市国津財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 65 号

令和7年度名張市病院事業会計予算について

令和7年度名張市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川裕之

議案第 66 号

令和 7 年度名張市水道事業会計予算について

令和 7 年度名張市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 67 号

令和7年度名張市下水道事業会計予算について

令和7年度名張市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

## 議案第 68 号

### 名張市名誉市民条例及び名張市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

名張市名誉市民条例（昭和39年条例第1号）及び名張市表彰条例（昭和34年条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

#### 理 由

社会的な儀礼、慣習等の変化に伴い、名張市名誉市民等の顕彰等の方法について、見直しを行うため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市名誉市民条例及び名張市表彰条例の一部を改正する条例  
(名張市名誉市民条例の一部改正)

第1条 名張市名誉市民条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(称号及び <u>名誉市民証</u> )	(称号及び <u>記章</u> )
第3条 第1条の顕彰は、名張市名誉市民 (以下「名誉市民」という。)の称号及び <u>名誉市民証</u> を贈呈することによって行 う。	第3条 第1条の顕彰は、名張市名誉市民 (以下「名誉市民」という。)の称号及び <u>名誉市民章</u> を贈呈することによって行 う。
2 前項の <u>名誉市民証</u> は別に定める。 (贈呈及び公示)	2 前項の <u>名誉市民章</u> は別に定める。 (贈呈及び公示)
第4条 名誉市民の称号及び <u>名誉市民証</u> の 贈呈は公式の場において行うものとし <u>市 広報等</u> により、その功績を <u>広く周知</u> する。 (待遇)	第4条 名誉市民の称号及び <u>名誉市民章</u> の 贈呈は公式の場において行うものとし <u>市 報</u> でその功績を <u>公示</u> する。 (待遇)
第5条 本市は、 <u>次に掲げる</u> ところにより 名誉市民に敬意を表する。 (1) 市の行う式典に <u>招へい</u> すること。	第5条 本市は <u>次の各号に定める</u> ところに より名誉市民に敬意を表する。 (1) 市の行う式典に <u>参列</u> すること。 (2) <u>市議会の議決を経、功労金として 一時金又は年金の贈与をすること。た だし、これにかえて記念品を贈与する ことができる。</u> (3)・(4) 略
<u>(2)・(3)</u> 略	

(名張市表彰条例の一部改正)

第2条 名張市表彰条例（昭和34年条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(表彰)	(表彰)
第2条 本市住民、本市に關係を有する者 又は団体でその事績が卓越して、世人の 敬仰にあたいすると認める者に対してこ	第2条 本市住民、本市に關係を有する者 又は団体でその事績が卓越して、世人の 敬仰にあたいすると認める者に対してこ

<p>の条例の定めるところにより、名張市特別功労者及び名張市功労者（以下「功労者」という。）として表彰する。</p>	<p>の条例の定めるところにより、名張市特別功労者及び名張市功労者（以下「功労者」という。）として表彰し、又は感謝状を授与し、あるいは感謝状に金品を併せて贈呈する。</p>
<p>2 略 (功労者の顕彰)</p>	<p>2 略 (功労者の顕彰)</p>
<p>第6条 名張市特別功労者には特別功労証を、名張市功労者には功労証を贈呈し、その栄誉を顕彰する。</p>	<p>第6条 名張市特別功労者には特別功労証及び特別功労記章を、名張市功労者には功労証及び功労記章を贈呈し、その栄誉を顕彰する。</p>
<p>2 特別功労証及び功労証は別に様式を定める。 (待遇)</p>	<p>2 特別功労証、特別功労記章、功労証及び功労記章は別に様式を定める。 (待遇)</p>
<p>第7条 功労者に対しては、次の待遇をするものとする。</p> <p>(1) 必要に応じ市<del>の</del>行う式典への参列を仰ぐこと。</p>	<p>第7条 功労者に対しては、次の待遇をするものとする。</p> <p>(1) 必要に応じ公的諸儀式に参列を仰ぐこと。</p>
<p>(2) 死亡したときは相当の弔意を表すこと。</p>	<p>(2) 罷災の場合は相当の見舞金を贈呈すること。</p> <p>(3) 本人死亡したときは相当の弔意を表すること。</p>
<p>2 功労者のうち、市長から任命され、若しくは委嘱されたもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき現に公職にあるものは、その間、その待遇を停止する。</p>	<p>2 前項の功労者の内市長の任命委嘱若しくは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき現に公職にあるものは、その間、その待遇を停止する。</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 69 号

### 名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

名張市手数料徴収条例（昭和40年条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

#### 理 由

建築基準法の一部改正による限定特定行政の事務の範囲の変更に伴う小規模木造建築物に係る確認事務の追加及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正による建築物の省エネ基準への適合義務の拡大に伴う審査事務に係る手数料等の規定を整備するほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例

名張市手数料徴収条例（昭和40年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(種類及び金額)		(種類及び金額)	
第2条 手数料の種類及び金額は、別表第1から <u>別表第24</u> までに定めるとおりとする。		第2条 手数料の種類及び金額は、別表第1から <u>別表第25</u> までに定めるとおりとする。	
2 略		2 略	
号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場	確認申請又は計画通知手数料	別表第4に定める金額（申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第
1	建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく	確認申請又は計画通知手数料	別表第4に定める金額

合を含  
む。) の規  
定に基づく  
通知に対す  
る審査

11条第  
1項た  
だし書  
の建築  
物のエ  
ネルギ  
二消費  
性能適  
合性判  
定を行  
うこと  
が比較  
的容易  
な特定  
建築行  
為であ  
る場合  
で、建  
築物の  
エネル  
ギー消  
費性能  
の向上  
等に関  
する法  
律施行  
規則  
(平成  
28年国  
土交通  
省令第  
5号)  
第2条  
第1項  
第1号

通知に対す  
る審査

			に適合 するか どうか を審査 すると きは、 建築物 ごと に、別 表第4 の2に 定める 金額を 加算し た金 額)				
2	法第7条第1項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は法第18条第20項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基	完了検査申請又は完了通知手数料	別表第5に定める金額	2	法第7条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は法第18条第20項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	完了検査申請又は完了通知手数料	別表第5に定める金額

	づく通知に 対する審査						
3	法第7条の 3第1項 (法第87条 の4又は第 88条第1項 において準 用する場合 を含む。) の規定に基 づく検査の 申請又は法 第18条第28 項(法第87 条の4又は 第88条第1 項において 準用する場 合を含 む。)の規 定に基づく 通知に対す る審査	中間検査申 請又は特定 工程工事終 了通知手数 料	別表第 6に定 める金 額		3 法第7条の 3第1項 (法第88条 第1項にお いて準用す る場合を含 む。)の規 定に基づく 検査の申請 又は法第18 条第28項 (法第88条 第1項にお いて準用す る場合を含 む。)の規 定に基づく 通知に対す る審査	中間検査申 請又は特定 工程工事終 了通知手数 料	別表第 6に定 める金 額
4	法第7条の 6第1項第 1号若しく は第2号 (法第87条 の4又は第 88条第1項 において準 用する場合 を含む。) の規定に基	検査済証の 交付を受け る前におけ る建築物等 の仮使用認 定申請手数 料	120,00 0円				

	<u>づく仮使用の認定の申請又は法第18条第38項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査</u>					
<u>5</u> ～ <u>18</u>	略	略	略	<u>4</u> ～ <u>17</u>	略	略

別表第4 (第2条関係)

建築基準法に基づく確認申請又は計画通知手数料

1 建築物を建築する場合 (移転する場合 (同一敷地内において移転する場合に限る。以下この表において同じ。) を除く。)

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	<u>12,000</u> 円
30平方メートルを超えるもの	<u>27,000</u> 円
100平方メートルを超えるもの	<u>63,000</u> 円

別表第4 (第2条関係)

建築基準法に基づく確認申請又は計画通知手数料

1 建築物を建築する場合 (移転する場合 (同一敷地内において移転する場合に限る。以下この表において同じ。) を除く。)

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	<u>8,000</u> 円
30平方メートルを超えるもの	<u>19,000</u> 円
100平方メートルを超えるもの	<u>41,000</u> 円

200平方メートルを超えるもの	97,000円
500平方メートルを超えるもの	110,00円
1,000平方メートルを超えるもの	160,00円
2,000平方メートルを超えるもの	239,00円
10,000平方メートルを超えるもの	352,00円
50,000平方メートルを超えるもの	630,00円

2 略

3 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合  
(この表の4に掲げる場合を除く。)

手数料の金額	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について、この表の1により算出した額
--------	--

4 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合

略

5 建築設備を設置する場合 (この表の6に掲げる場合を除く。)

区分	手数料の金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	23,000円

200平方メートルを超えるもの	63,000円
500平方メートルを超えるもの	107,00円
1,000平方メートルを超えるもの	155,00円
2,000平方メートルを超えるもの	231,00円
10,000平方メートルを超えるもの	341,00円
50,000平方メートルを超えるもの	610,00円

2 略

3 建築物を移転する場合 (この表の4に掲げる場合を除く。)

手数料の金額	当該移転に係る部分の床面積の2分の1について、この表の1により算出した額
--------	--------------------------------------

4 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合

略

小荷物専用昇降機	8,000 円
----------	------------

6 確認又は通知を受けた建築設備の計画  
の変更をして建築設備を設置する場合

区分	手数料 の金額
小荷物専用昇降機以外の建築 設備	10,000 円
小荷物専用昇降機	5,000 円

7 略

別表第4の2 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に  
関する法律に基づく審査手数料

区分	床面積の合計	手数料 の金額
1戸建て住宅	200平方メー トル以内のも の	15,000 円
	200平方メー トルを超える もの	16,000 円
共同住宅等	300平方メー トル以内のも の	27,000 円
	300平方メー トルを超える 2,000平方メ ートル以内の もの	42,000 円
	2,000平方メ ートルを超える 5,000平方メ ートル以内の	66,000 円

5 略

もの	
5,000平方メートルを超えるもの	85,000円

備考 この表において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。

別表第5（第2条関係）

建築基準法に基づく完了検査申請又は完了通知手数料

1 建築物（建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合（移転した場合（同一敷地内において移転した場合に限る。以下この表において同じ。）を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	29,000円
30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	35,000円
100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	58,000円
200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	82,000円
500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	88,000円
1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	97,000円
2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	177,000円
10,000平方メートルを超えるもの	252,000円

別表第5（第2条関係）

建築基準法に基づく完了検査申請又は完了通知手数料

1 建築物（建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合（移転した場合（同一敷地内において移転した場合に限る。以下この表において同じ。）を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	17,000円
30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	22,000円
100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	36,000円
200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	51,000円
500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	67,000円
1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	95,000円
2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	171,000円
10,000平方メートルを超えるもの	244,000円

50,000平方メートル以内のもの	0円
50,000平方メートルを超えるもの	464,00円

2 建築物（建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転した場合を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	28,000円
30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	34,000円
100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	56,000円
200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	79,000円
500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	84,000円
1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	91,000円
2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	169,00円
10,000平方メートルを超える50,000平方メートル以内のもの	245,00円
50,000平方メートルを超えるもの	458,00円

3 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合

手数料の金額	当該 <u>移転</u> 、 <u>修繕</u> 又は <u>模様替</u> に係る部分の床面積の2分
--------	---

50,000平方メートル以内のもの	0円
50,000平方メートルを超えるもの	449,00円

2 建築物（建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転した場合を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	17,000円
30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	21,000円
100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	34,000円
200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	49,000円
500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	64,000円
1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	89,000円
2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	164,00円
10,000平方メートルを超える50,000平方メートル以内のもの	237,00円
50,000平方メートルを超えるもの	443,00円

3 建築物を移転した場合

手数料の金額	当該 <u>移転</u> に係る部分の床面積の2分の1について、こ
--------	-----------------------------------

の 1 について、この表の 1  
により算出した額

の表の 1 により算出した額

#### 4 建築設備を設置した場合

区分	手数料 の金額
小荷物専用昇降機以外の建築 設備	41,000 円
小荷物専用昇降機	24,000 円

#### 5 略

別表第6 (第2条関係)

建築基準法に基づく中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料

床面積の合計	手数料 の金額
30平方メートル以内のもの	26,000 円
30平方メートルを超えるもの 100平方メートル以内のもの	32,000 円
100平方メートルを超えるもの 200平方メートル以内のもの	50,000 円
200平方メートルを超えるもの 500平方メートル以内のもの	71,000 円
500平方メートルを超えるもの 1,000平方メートル以内のもの	77,000 円
1,000平方メートルを超えるもの 2,000平方メートル以内のもの	86,000 円
2,000平方メートルを超えるもの 10,000平方メートル以内のもの	148,00 円
10,000平方メートルを超えるもの 50,000平方メートル以内のもの	211,00 円

#### 4 略

別表第6 (第2条関係)

建築基準法に基づく中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料

床面積の合計	手数料 の金額
30平方メートル以内のもの	17,000 円
30平方メートルを超えるもの 100平方メートル以内のもの	21,000 円
100平方メートルを超えるもの 200平方メートル以内のもの	33,000 円
200平方メートルを超えるもの 500平方メートル以内のもの	47,000 円
500平方メートルを超えるもの 1,000平方メートル以内のもの	62,000 円
1,000平方メートルを超えるもの 2,000平方メートル以内のもの	84,000 円
2,000平方メートルを超えるもの 10,000平方メートル以内のもの	143,00 円
10,000平方メートルを超えるもの 50,000平方メートル以内のもの	204,00 円

もの	
50,000平方メートルを超えるもの	<u>404,00</u>
	<u>0円</u>

別表第17（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

1 住宅の場合

略

備考

1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。（3の表、別表第18及び別表第20から別表第24までの場合においても同様とする。）

(1)～(3) 略

2 略

2 非住宅建築物の場合

略

備考 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。（3の表、別表第18及び別表第20から別表第24までの場合においても同様とする。）

3 複合建築物の場合

略

備考 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。（別表第18及び別表第20から別表第24までの場合においても同様とする。）

別表第19（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係

号	手数料を	手数料の名	手数料
---	------	-------	-----

もの	
50,000平方メートルを超えるもの	<u>391,00</u>
	<u>0円</u>

別表第17（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

1 住宅の場合

略

備考

1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。（3の表、別表第18及び別表第23から別表第25までの場合においても同様とする。）

(1)～(3) 略

2 略

2 非住宅建築物の場合

略

備考 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。（3の表、別表第18及び別表第23から別表第25までの場合においても同様とする。）

3 複合建築物の場合

略

備考 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。（別表第18及び別表第23から別表第25までの場合においても同様とする。）

別表第19（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

号	手数料を徴	手数料の名	手数料
---	-------	-------	-----

	徴収する事務	称	の額		収する事務	称	の額	
1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。） <u>第11条第1項又は第12条第2項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	別表第20に定める金額		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。） <u>第12条第1項又は第13条第2項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	別表第20に定める金額	
2	法 <u>第11条第2項又は第12条第3項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	別表第21に定める金額		法 <u>第12条第2項又は第13条第3項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	別表第21に定める金額	
3	法 <u>第11条第2項又は第12条第3項</u> に規定する軽微な変更に該当して	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する	別表第22に定める金額		法 <u>第12条第2項又は第13条第3項</u> に規定する軽微な変更に該当して	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する	別表第22に定める金額	

	いることを 証する書面 の交付申請 に対する審 査	旨の証明書 交付申請手 数料			いることを 証する書面 の交付申請 に対する審 査	旨の証明書 交付申請手 数料	
4	法第29条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の認定の申 請に対する 審査	建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画認定申請 手数料	建築物 ごと に、別 表第23 に定め る金額 (法第 30条第 2項前 段の規 定によ る申出 がある 場合には、別 表第4 に定め る金額 を加 算した 金額)	4	法第34条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の認定の申 請に対する 審査	建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画認定申請 手数料	建築物 ごと に、別 表第23 に定め る金額 (法第 35条第 2項前 段の規 定によ る申出 がある 場合には、別 表第4 に定め る金額 を加 算した 金額)
5	法第31条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に に対する審査	建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画変更認定 申請手数料	建築物 ごと に、別 表第24 (新た に加え る建築 物にあ って)	5	法第36条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に に対する審査	建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画変更認定 申請手数料 (新た に加え る建築 物にあ って)	建築物 ごと に、別 表第24 (新た に加え る建築 物にあ って)

		は、別表第23)に定める金額(法第31条第2項において準用する法第30条第2項前段の規定による申出がある場合に、別表第4に定める金額を加算した金額)		は、別表第23)に定める金額(法第36条第2項において準用する法第35条第2項前段の規定による申出がある場合に、別表第4に定める金額を加算した金額)	
6			法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	別表第25に定める金額

別表第20 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

1 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
建築物 エネルギー消費性能の向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当	その他の場合

別表第20 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

			該建築 物エネ ルギー <sup>1</sup> 消費性 能向上 計画と 当該他 の建築 物にお ける建 築物工 ネルギー <sup>1</sup> 一消費 性能確 保計画 が同様 の方法 により 評価さ れたも のであ る場合		
		1戸建て住宅	5,000 円	36,00 0円	
共 同 住 宅 等	住戸部分	総戸数 が5戸 以下の もの	10,00 0円	74,00 0円	
		総戸数 が5戸 を超え 10戸以 下のも の	17,00 0円	104,0 00円	
		総戸数	28,00	147,0	

	<u>が10戸 を超え 25戸以 下のも の</u>	0円	00円	
	<u>総戸数 が25戸 を超え 50戸以 下のも の</u>	48, 00	211, 0	
	<u>総戸数 が50戸 を超え 100戸 以下の もの</u>	86, 00	303, 0	
	<u>総戸数 が100 戸を超 え200 戸以下 のもの</u>	137, 0	411, 0	
	<u>総戸数 が200 戸を超 え300 戸以下 のもの</u>	173, 0	539, 0	
	<u>総戸数 が300 戸を超 えるも の</u>	185, 0	633, 0	
共用部分	床面積	10, 00	117, 0	

<u>が300</u>	<u>0円</u>	<u>00円</u>
<u>平方メ</u>		
<u>一トル</u>		
<u>以内の</u>		
<u>もの</u>		
<u>床面積</u>	<u>18,00</u>	<u>155,0</u>
<u>が300</u>	<u>0円</u>	<u>00円</u>
<u>平方メ</u>		
<u>一トル</u>		
<u>を超え</u>		
<u>1,000</u>		
<u>平方メ</u>		
<u>一トル</u>		
<u>以内の</u>		
<u>もの</u>		
<u>床面積</u>	<u>28,00</u>	<u>194,0</u>
<u>が</u>	<u>0円</u>	<u>00円</u>
<u>1,000</u>		
<u>平方メ</u>		
<u>一トル</u>		
<u>を超え</u>		
<u>2,000</u>		
<u>平方メ</u>		
<u>一トル</u>		
<u>以内の</u>		
<u>もの</u>		
<u>床面積</u>	<u>86,00</u>	<u>303,0</u>
<u>が</u>	<u>0円</u>	<u>00円</u>
<u>2,000</u>		
<u>平方メ</u>		
<u>一トル</u>		
<u>を超え</u>		
<u>5,000</u>		
<u>平方メ</u>		
<u>一トル</u>		

	<u>以内の もの</u>		
	<u>床面積</u> <u>が</u> <u>5,000</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>を超え</u> <u>10,000</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>以内の もの</u>	<u>137,0</u> <u>00円</u>	<u>389,0</u> <u>00円</u>
	<u>床面積</u> <u>が</u> <u>10,000</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>を超え</u> <u>25,000</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>以内の もの</u>	<u>173,0</u> <u>00円</u>	<u>465,0</u> <u>00円</u>
	<u>床面積</u> <u>が</u> <u>25,000</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>を超え</u> <u>るもの</u>	<u>217,0</u> <u>00円</u>	<u>541,0</u> <u>00円</u>

備考 共同住宅等の手数料の金額は、次  
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ  
次に定める金額とする。（別表第21及  
び別表第22の場合においても同様とす

る。)

(1)住戸部分及び共用部分の設計一次

エネルギー消費量を算定する場合

住戸部分の手数料の金額及び共用部

分の床面積に応じた手数料の金額

を合算した金額

(2)共用部分の設計一次エネルギー消

費量を算定しない場合 住戸部分の

手数料の金額

2 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物の床消費性能	1件当たりの手数料の金額		
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物の床消費性能	その他の場合	
建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物の床消費性能	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合

建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物の床消費性能	1件当たりの手数料の金額		
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物の床消費性能	その他の場合	
建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物の床消費性能	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合

面積の区分	向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合		面積の区分	向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
略	略	略	略	略	略	略	略

備考

備考

建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1)～(3) 略

### 3 複合建築物の場合

1 件当たりの手数料の金額
住宅部分に応じたこの表の1の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた2の表に掲げる手数料の金額を合算した額

別表第21（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

#### 1 住宅の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額	
	建築物	その他
エネルギー	の場合	

1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア～ウ 略

2 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

別表第21（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

費性能  
向上計  
画に建  
築物の  
エネル  
ギー消  
費性能  
の向上  
等に関  
する法  
律第29  
条第3  
項各号  
に掲げ  
る事項  
が記載  
されて  
いる場  
合の同  
項に規  
定する  
他の建  
築物に  
おい  
て、当  
該建築  
物エネ  
ルギー  
消費性  
能向上  
計画と  
当該他  
の建築  
物にお  
ける建

			建築工 ネルギ 一消費 性能確 保計画 が同様 の方法 により 評価さ れたも のであ る場合	
	1戸建て住宅		3,000 円	18,00 0円
共 同 住 宅 等	住戸部分	総戸数 が5戸 以下の もの	6,000 円	38,00 0円
		総戸数 が5戸 を超え 10戸以 下のも の	10,00 0円	54,00 0円
		総戸数 が10戸 を超え 25戸以 下のも の	17,00 0円	76,00 0円
		総戸数 が25戸 を超え 50戸以 下のも	29,00 0円	110,0 00円

	<u>の</u>		
	<u>総戸数</u>	<u>52, 00</u>	<u>160, 0</u>
	<u>が50戸</u>	<u>0円</u>	<u>00円</u>
	<u>を超え</u>		
	<u>100戸</u>		
	<u>以下の</u>		
	<u>もの</u>		
	<u>総戸数</u>	<u>82, 00</u>	<u>219, 0</u>
	<u>が100</u>	<u>0円</u>	<u>00円</u>
	<u>戸を超</u>		
	<u>え200</u>		
	<u>戸以下</u>		
	<u>のもの</u>		
	<u>総戸数</u>	<u>104, 0</u>	<u>287, 0</u>
	<u>が200</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	<u>戸を超</u>		
	<u>え300</u>		
	<u>戸以下</u>		
	<u>のもの</u>		
	<u>総戸数</u>	<u>111, 0</u>	<u>335, 0</u>
	<u>が300</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	<u>戸を超</u>		
	<u>えるも</u>		
	<u>の</u>		
<u>共用部分</u>	<u>床面積</u>	<u>6, 000</u>	<u>59, 00</u>
	<u>が300</u>	<u>円</u>	<u>0円</u>
	<u>平方メ</u>		
	<u>ートル</u>		
	<u>以内の</u>		
	<u>もの</u>		
	<u>床面積</u>	<u>11, 00</u>	<u>79, 00</u>
	<u>が300</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
	<u>平方メ</u>		
	<u>ートル</u>		
	<u>を超え</u>		

<u>1,000</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>以内の</u> <u>もの</u>			
<u>床面積</u> <u>が</u> <u>1,000</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>を超え</u> <u>2,000</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>以内の</u> <u>もの</u>	<u>17,00</u> <u>0円</u>	<u>100,0</u> <u>00円</u>	
<u>床面積</u> <u>が</u> <u>2,000</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>を超え</u> <u>5,000</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>以内の</u> <u>もの</u>	<u>52,00</u> <u>0円</u>	<u>160,0</u> <u>00円</u>	
<u>床面積</u> <u>が</u> <u>5,000</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>を超え</u> <u>10,000</u> <u>平方メ</u>	<u>82,00</u> <u>0円</u>	<u>208,0</u> <u>00円</u>	

		一トル 以内の もの		
	床面積 が 10,000 平方メ ートル を超 え 25,000 平方メ ートル 以内の もの	104,0 00円	249,0 00円	
	床面積 が 25,000 平方メ ートル を超 え るもの	130,0 00円	292,0 00円	

## 2 非住宅建築物の場合

建 築 物 工 ネ ル ギ 一 消 費 性 能 適	1 件当たりの手数料の金額	
	建築物工 ネルギー <sup>一 消 費 性 能 適</sup>	その他の場合
建築物工 ネルギー <sup>一 消 費 性 能 適</sup>	建築物 の非住 宅部分 が工場等以外 である場合	建築物の非住 宅部分の用途 が工場等以外 である場合
消費性能 向上計画 に建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上等に関 する法律 能適	建築物 の非住 宅部分 が工場等以外 である場合	建築物 の非住 宅部分 が工場等以外 である場合
第29条第 3項各号	判定 に係 る建 築物 が別に エネ ルギ 定める 用途を	左記以 外の評 価方法 により 評価さ れたも のであ

建 築 物 工 ネ ル ギ 一 消 費 性 能 適	1 件当たりの手数料の金額	
	建築物工 ネルギー <sup>一 消 費 性 能 適</sup>	その他の場合
建築物工 ネルギー <sup>一 消 費 性 能 適</sup>	建築物 の非住 宅部分 が工場等以外 である場合	建築物の非住 宅部分の用途 が工場等以外 である場合
消費性能 向上計画 に建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上等に関 する法律 能適	建築物 の非住 宅部分 が工場等以外 である場合	建築物 の非住 宅部分 が工場等以外 である場合
第34条第 3項各号	判定 に係 る建 築物 が別に エネ ルギ 定める 用途を	左記以 外の評 価方法 により 評価さ れたも のであ

合 性 判 定 を 行 う 建 築 物 の 床 面 積 の 区 分	に掲げる 事項が記 載されて いる場合 の当該建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 変更に係 る同項に 規定する 他の建築 物におい て、当該 建築物エ ネルギー <sup>2</sup> 消費性能 向上計画 と当該他 の建築物 における 建築物エ ネルギー <sup>2</sup> 消費性能 確保計画 が同様の 方法によ り評価さ れたもの である場 合	いう。 以下こ の表に おいて 同 じ。) である 場合	費性 能確 保計 画 が、 建築 物の エネ ルギ 一消 費性 能の 向上 等に 関す る法 律第 2条 第1 項第 3号 の規 定に 基づ き定 めら れた 簡易 な評 価方 法で あつ て市 長が 別に	る場合	合 性 判 定 を 行 う 建 築 物 の 床 面 積 の 区 分	に掲げる 事項が記 載されて いる場合 の当該建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 変更に係 る同項に 規定する 他の建築 物におい て、当該 建築物エ ネルギー <sup>2</sup> 消費性能 向上計画 と当該他 の建築物 における 建築物エ ネルギー <sup>2</sup> 消費性能 確保計画 が同様の 方法によ り評価さ れたもの である場 合	いう。 以下こ の表に おいて 同 じ。) である 場合	費性 能確 保計 画 が、 建築 物の エネ ルギ 一消 費性 能の 向上 等に 関す る法 律第 2条 第1 項第 3号 の規 定に 基づ き定 めら れた 簡易 な評 価方 法で あつ て市 長が 別に	る場合
---	---	---	---	-----	---	---	---	---	-----

			定める方法により評価されたものである場合				定める方法により評価されたものである場合	
略	略	略	略	略		略	略	略

#### 備考

建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1)～(3) 略

#### 3 複合建築物の場合

1 件当たりの手数料の金額

#### 備考

1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア～ウ 略

2 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

住宅部分に応じたこの表の1の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた2の表に掲げる手数料の金額を合算した額

別表第22 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する旨の証明書交付申請手数料

1 住宅の場合

<u>区分</u>		<u>1件当たりの手数料の金額</u>
<u>1戸建て住宅</u>		<u>9,000円</u>
<u>共同住宅等</u>	<u>住戸部分</u> <u>が5戸以下</u> <u>もの</u>	<u>19,000円</u>
	<u>総戸数</u> <u>が5戸を超え</u> <u>10戸以下</u> <u>もの</u>	<u>27,000円</u>
	<u>総戸数</u> <u>が10戸を超え</u> <u>25戸以下</u> <u>もの</u>	<u>38,000円</u>
	<u>総戸数</u> <u>が25戸を超え</u> <u>50戸以下</u> <u>もの</u>	<u>55,000円</u>

別表第22 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する旨の証明書交付申請手数料

	<u>総戸数</u> <u>が50戸</u> <u>を超え</u> <u>100戸</u> <u>以下の</u> <u>もの</u>	<u>80,000円</u>
	<u>総戸数</u> <u>が100</u> <u>戸を超</u> <u>え200</u> <u>戸以下</u> <u>のもの</u>	<u>109,000円</u>
	<u>総戸数</u> <u>が200</u> <u>戸を超</u> <u>え300</u> <u>戸以下</u> <u>のもの</u>	<u>143,000円</u>
	<u>総戸数</u> <u>が300</u> <u>戸を超</u> <u>えるも</u> <u>の</u>	<u>167,000円</u>
<u>共用部分</u>	<u>床面積</u> <u>が300</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>以内の</u> <u>もの</u>	<u>29,000円</u>
	<u>床面積</u> <u>が300</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>を超え</u> <u>1,000</u>	<u>39,000円</u>

<u>平方メートル</u> <u>以内のもの</u>	
<u>床面積が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>50,000円</u>
<u>床面積が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>80,000円</u>
<u>床面積が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>104,000円</u>

<u>以内の もの</u>	
<u>床面積 が 10,000 平方メ ートル を超え 25,000 平方メ ートル 以内の もの</u>	<u>124,000円</u>
<u>床面積 が 25,000 平方メ ートル を超え るもの</u>	<u>146,000円</u>

## 2 非住宅建築物の場合

略

備考

1～3 略

略

備考

1～3 略

4 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

## 3 複合建築物の場合

<u>1 件当たりの手数料の金額</u>
<u>住宅部分に応じたこの表の 1 の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた 2 の表に掲げる手数料の金額を合算した額</u>

別表第23 (第2条関係)

別表第23 (第2条関係)

# 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

## 1 住宅の場合

1棟当たりの手数料の 金額		
区分	申請に 係る建 築物工 ネルギ 一消費 性能向 上計画 が、建 築物の エネルギー消 費性能 の向上 等に関 する法 律第30 条第1 項各号 に掲げ る基準 又はこ れと同 等の基 準に適 合する ものと して市 長が別 に定め る場合	申請 に係 る建 築物 エネ ルギ 一消 費性 能向 上計 画 が、 建築 物の エネ ルギ 一消 費性 能の 向上 等に 関す る法 律第 30条 第1 項第 1号
	その他の場合	

## 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

## 1 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の 金額	
	申請に 係る建 築物工 ネルギ ー消費 性能向 上計画 が、建 築物の エネル ギー消 費性能 の向上 等に関 する法 律 <u>第35</u> <u>条第1</u> <u>項各号</u> に掲げ る基準 又はこ れと同 等の基 準に適 合する ものと して市 長が別 に定め	その他の場合
	申請 に係 る建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能向 上計 画 が、 建築 物の エネ ルギー ー消 費性 能の 向上 等に 関す る法 律 <u>第 35条 第1 項第 1号</u>	左記以 外の評 価方法 により 評価さ れたも のであ る場合

る方法 により 技術的 審査を 受けた もので ある場 合	の規 定に 基づ き定 めら れた 簡易 な評 価方 法で あつ て市 長が 別に 定め る方 法に より 評価 され たも ので ある 場合	る方法 により 技術的 審査を 受けた もので ある場 合	の規 定に 基づ き定 めら れた 簡易 な評 価方 法で あつ て市 長が 別に 定め る方 法に より 評価 され たも ので ある 場合	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

## 2 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の 金額		区分	1棟当たりの手数料の 金額	
	申請に 係る建 築物工 ネルギ 一消費 性能向	その他の場合		申請に 係る建 築物工 ネルギ 一消費 性能向	その他の場合
	申請 に係 る建 築物 工 ネルギ 一消費 性能向	左記以 外の評 価方法 により 評価さ		申請 に係 る建 築物 工 ネルギ 一消費 性能向	左記以 外の評 価方法 により 評価さ

上計画 が、建 築物の エネル ギー消 費性能 の向上 等に関 する法 律 <u>第30</u> <u>条第1</u> <u>項各号</u> に掲げ る基準 又はこ れと同 等の基 準に適 合する ものと して市 長が別 に定め る方法 により 技術的 審査を 受けた もので ある場 合	ルギ 一消 費性 能向 上計 画 が、 建築 物の エネ ルギ 一消 費性 能の 向上 等に 関す る法 律 <u>第</u> <u>30条</u> <u>第1</u> <u>項第</u> <u>1号</u> の規 定に より 定め られ た簡 易な 評価 方法 であ って 市長	れたも のであ る場合						
			上計画 が、建 築物の エネル ギー消 費性能 の向上 等に関 する法 律 <u>第35</u> <u>条第1</u> <u>項各号</u> に掲げ る基準 又はこ れと同 等の基 準に適 合する ものと して市 長が別 に定め る方法 により 技術的 審査を 受けた もので ある場 合	ルギ 一消 費性 能向 上計 画 が、 建築 物の エネ ルギ 一消 費性 能の 向上 等に 関す る法 律 <u>第</u> <u>35条</u> <u>第1</u> <u>項第</u> <u>1号</u> の規 定に より 定め られ た簡 易な 評価 方法 であ って 市長		れたも のであ る場合		

が別に定める方法により評価されたものである場合	が別に定める方法により評価されたものである場合
-------------------------	-------------------------

### 3 複合建築物の場合

1棟当たりの手数料の金額
<u>住宅部分に応じたこの表の1の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた2の表に掲げる手数料の金額を合算した額</u>

### 3 複合建築物の場合

1棟当たりの手数料の金額
<u>申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。</u>
<u>(1) 1戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 1の表に掲げる1戸建ての住宅の手数料の金額</u>
<u>(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有し、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 ア及びイの金額を合算した金額</u>
<u>ア 住戸部分の総戸数に応じた1の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u>
<u>イ 共用部分の床面積に応じた1の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u>
<u>(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有し、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号アの金額</u>
<u>(4) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する</u>

別表第24 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

## 1 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の 金額	
	申請に 係る建 築物エ ネルギ ー消費 性能向 上計画 が、建 築物の エネル ギー消 費性能 の向上 等に關 する法 律第30 条第1 項各号 に掲げ る基準 又はこ れと同 等の基 準に適 合する ものと 30条	その他の場合
	申請に 係る建 築物エ ネルギ ー消費 性能向 上計画 が、建 築物の エネル ギー消 費性能 の向上 等に關 する法 律第30 条第1 項各号 に掲げ る基準 又はこ れと同 等の基 準に適 合する ものと 30条	左記以 外の評 価方法 により 評価さ れたも のであ る場合

部分の床面積に応じた2の表に掲げ  
る非住宅建築物の手数料の金額

別表第24 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

## 1 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の 金額	
	申請に 係る建 築物エ ネルギ ー消費 性能向 上計画 が、建 築物の エネル ギー消 費性能 の向上 等に關 する法 律第35 条第1 項各号 に掲げ る基準 又はこ れと同 等の基 準に適 合する ものと 35条	その他の場合
	申請に 係る建 築物エ ネルギ ー消費 性能向 上計画 が、建 築物の エネル ギー消 費性能 の向上 等に關 する法 律第35 条第1 項各号 に掲げ る基準 又はこ れと同 等の基 準に適 合する ものと 35条	左記以 外の評 価方法 により 評価さ れたも のであ る場合

して市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	略	略	略	略	略	略
---------------------------------	--	---	---	---	---	---	---

## 2 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー	その他の場合
	申請に係る建築物エネルギー	左記以外の評価方法

## 2 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー	その他の場合
	申請に係る建築物エネルギー	左記以外の評価方法

一消費 性能向 上計画 が、建 築物の エネルギー 消費性能 の向上 等に関 する法 律 <u>第30</u> 条 <u>第1</u> <u>項各号</u> に掲げ る基準 又はこ れと同 等の基 準に適 合する ものと して市 長が別 に定め る方法 により 技術的 審査を 受けた もので ある場 合	築物 エネ ルギ 一消 費性 能向 上計 画 が、 建築 物の エネ ルギ 一消 費性 能の 向上 等に 等の基 準に適 合する 律 <u>第</u> <u>30条</u> <u>第1</u> <u>項第</u> <u>1号</u> の規 定に より 定め られ た簡 易な 評価 方法 であ	により 評価さ れたも のであ る場合				
			一消費 性能向 上計画 が、建 築物の エネルギー 消費性能 の向上 等に関 する法 律 <u>第35</u> 条 <u>第1</u> <u>項各号</u> に掲げ る基準 又はこ れと同 等の基 準に適 合する ものと して市 長が別 に定め る方法 により 技術的 審査を 受けた もので ある場 合	築物 エネ ルギ 一消 費性 能向 上計 画 が、 建築 物の エネ ルギ 一消 費性 能の 向上 等に 等の基 準に適 合する 律 <u>第</u> <u>35条</u> <u>第1</u> <u>項第</u> <u>1号</u> の規 定に より 定め られ た簡 易な 評価 方法 であ	により 評価さ れたも のであ る場合	

って 市長 が別 に定 める 方法 によ り評 価さ れた もの であ る場 合	略	略	略	略
って 市長 が別 に定 める 方法 によ り評 価さ れた もの であ る場 合	略	略	略	略

### 3 複合建築物の場合

1棟当たりの手数料の金額
<u>住宅部分に応じたこの表の1の表に掲 げる手数料及び非住宅部分に応じた2 の表に掲げる手数料の金額を合算した 額</u>

### 3 複合建築物の場合

1棟当たりの手数料の金額
<u>申請対象部分が次に掲げる場合には、 それぞれ次に定める金額を加算する。</u>
<u>(1) 1戸の住宅の用途に供する部分を 有する場合 1の表に掲げる1戸建 ての住宅の手数料の金額</u>
<u>(2) 共同住宅等の用途に供する部分を 有し、共用部分の誘導設計一次エネ ルギー消費量を算定する場合 ア及 びイの金額を合算した金額</u>
<u>ア 住戸部分の総戸数に応じた1の 表に掲げる共同住宅等の住戸部 分の手数料の金額</u>
<u>イ 共用部分の床面積に応じた1の 表に掲げる共同住宅等の共用部 分の手数料の金額</u>
<u>(3) 共同住宅等の用途に供する部分を 有し、共用部分の誘導設計一次エネ ルギー消費量を算定しない場合 前</u>

号アの金額

(4)住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

別表第25 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

1 住宅の場合

区分	<u>1件当たりの手数料の金額</u>	
	<u>申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとし</u>	<u>その他の場合</u>
	<u>申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとし</u>	<u>左記以外の評価方法により評価されたものである場合</u>



<u>のも</u>			
<u>の</u>			
<u>1棟</u>	<u>10,100</u>	<u>35,3</u>	<u>74,500</u>
<u>の申</u>	円	00円	円
<u>請戸</u>			
<u>数が</u>			
<u>1戸</u>			
<u>を超</u>			
<u>え5</u>			
<u>戸以</u>			
<u>下の</u>			
<u>もの</u>			
<u>1棟</u>	<u>17,300</u>	<u>51,2</u>	<u>104,80</u>
<u>の申</u>	円	00円	0円
<u>請戸</u>			
<u>数が</u>			
<u>5戸</u>			
<u>を超</u>			
<u>え10</u>			
<u>戸以</u>			
<u>下の</u>			
<u>もの</u>			
<u>1棟</u>	<u>28,900</u>	<u>73,6</u>	<u>147,50</u>
<u>の申</u>	円	00円	0円
<u>請戸</u>			
<u>数が</u>			
<u>10戸</u>			
<u>を超</u>			
<u>え25</u>			
<u>戸以</u>			
<u>下の</u>			
<u>もの</u>			
<u>1棟</u>	<u>48,400</u>	<u>111,</u>	<u>211,90</u>
<u>の申</u>	円	100	0円
<u>請戸</u>		円	

<u>数が</u>			
<u>25戸</u>			
<u>を超</u>			
<u>え50</u>			
<u>戸以</u>			
<u>下の</u>			
<u>もの</u>			
<u>1棟</u>	<u>86,800</u>	<u>168,</u>	<u>303,80</u>
<u>の申</u>		<u>100</u>	<u>0円</u>
<u>請戸</u>			
<u>数が</u>			
<u>50戸</u>			
<u>を超</u>			
<u>え</u>			
<u>100</u>			
<u>戸以</u>			
<u>下の</u>			
<u>もの</u>			
<u>1棟</u>	<u>137,40</u>	<u>239,</u>	<u>411,50</u>
<u>の申</u>		<u>500</u>	<u>0円</u>
<u>請戸</u>			
<u>数が</u>			
<u>100</u>			
<u>戸を</u>			
<u>超え</u>			
<u>200</u>			
<u>戸以</u>			
<u>下の</u>			
<u>もの</u>			
<u>1棟</u>	<u>173,60</u>	<u>309,</u>	<u>539,60</u>
<u>の申</u>		<u>500</u>	<u>0円</u>
<u>請戸</u>			
<u>数が</u>			
<u>200</u>			
<u>戸を</u>			

<u>超え</u>				
<u>300</u>				
<u>戸以</u>				
<u>下の</u>				
<u>もの</u>				
<u>1棟</u>	<u>185, 10</u>	<u>352,</u>	<u>633, 60</u>	
<u>の申</u>	<u>0円</u>	<u>100</u>		<u>0円</u>
<u>請戸</u>				
<u>数が</u>				
<u>300</u>				
<u>戸を</u>				
<u>超え</u>				
<u>るも</u>				
<u>の</u>				
<u>共</u>	<u>床面</u>	<u>10, 100</u>	<u>117,</u>	<u>117, 90</u>
<u>用</u>	<u>積が</u>	<u>円</u>	<u>900</u>	<u>0円</u>
<u>部</u>	<u>300</u>			
<u>分</u>	<u>平方</u>			
	<u>メー</u>			
	<u>トル</u>			
	<u>以内</u>			
	<u>のも</u>			
	<u>の</u>			
	<u>床面</u>	<u>18, 400</u>	<u>155,</u>	<u>155, 50</u>
	<u>積が</u>	<u>円</u>	<u>500</u>	<u>0円</u>
	<u>300</u>			
	<u>平方</u>			
	<u>メー</u>			
	<u>トル</u>			
	<u>を超</u>			
	<u>え</u>			
	<u>1, 00</u>			
	<u>0平</u>			
	<u>方メ</u>			
	<u>一ト</u>			

<u>ル以</u>			
<u>内の</u>			
<u>もの</u>			
床面	<u>28,900</u>	<u>194,</u>	<u>194,50</u>
積が	円	<u>500</u>	<u>0円</u>
<u>1,00</u>		円	
<u>0平</u>			
<u>方メ</u>			
<u>一ト</u>			
<u>ルを</u>			
<u>超え</u>			
<u>2,00</u>			
<u>0平</u>			
<u>方メ</u>			
<u>一ト</u>			
<u>ル以</u>			
<u>内の</u>			
<u>もの</u>			
床面	<u>86,800</u>	<u>303,</u>	<u>303,00</u>
積が	円	<u>000</u>	<u>0円</u>
<u>2,00</u>		円	
<u>0平</u>			
<u>方メ</u>			
<u>一ト</u>			
<u>ルを</u>			
<u>超え</u>			
<u>5,00</u>			
<u>0平</u>			
<u>方メ</u>			
<u>一ト</u>			
<u>ル以</u>			
<u>内の</u>			
<u>もの</u>			
床面	<u>137,40</u>	<u>389,</u>	<u>389,10</u>
積が	円	<u>100</u>	<u>0円</u>

<u>5,00</u>				円
<u>0平</u>				
<u>方メ</u>				
<u>一ト</u>				
<u>ルを</u>				
<u>超え</u>				
<u>10,0</u>				
<u>00平</u>				
<u>方メ</u>				
<u>一ト</u>				
<u>ル以</u>				
<u>内の</u>				
<u>もの</u>				
<u>床面</u>	<u>173,60</u>	<u>465,</u>	<u>465,10</u>	
<u>積が</u>	<u>0円</u>	<u>100</u>	<u>0円</u>	
<u>10,0</u>		円		
<u>00平</u>				
<u>方メ</u>				
<u>一ト</u>				
<u>ルを</u>				
<u>超え</u>				
<u>25,0</u>				
<u>00平</u>				
<u>方メ</u>				
<u>一ト</u>				
<u>ル以</u>				
<u>内の</u>				
<u>もの</u>				
<u>床面</u>	<u>217,00</u>	<u>541,</u>	<u>541,70</u>	
<u>積が</u>	<u>0円</u>	<u>700</u>	<u>0円</u>	
<u>25,0</u>		円		
<u>00平</u>				
<u>方メ</u>				
<u>一ト</u>				
<u>ルを</u>				

	超え るも の		
--	---------------	--	--

#### 備考 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

#### 2 非住宅建築物の場合

区分	1 件当たりの手数料の 金額	
	申請に 係る建 築物 が、建 築物の エネルギー消 費性能 の向上 等に関 する法	その他の場合 申請に 係る建 築物 が、建 築物の 建築 物の エネル ギー消 費性能 の向上 等に関 する法
	左記以外の評価方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

律第2 費性  
条第1 能の  
項第3 向上  
号に規 等に  
定する 関す  
基準又 る法  
はこれ 律第  
と同等 2条  
の基準 第1  
に適合 項第  
するも 3号  
のとし の規  
て市長 定に  
が別に より  
定める 定め  
方法に られ  
より技 た簡  
術的審 易な  
査を受 評価  
けたも 方法  
のであ であ  
る場合 って  
市長  
が別  
に定  
める  
方法  
によ  
り評  
価さ  
れた  
もの  
であ  
る場  
合

非 住 宅 建 築 物	床面積が 300平方 メートル 以内のも の	10, 100 円	93, 8 00円	256, 70 0円
	床面積が 300平方 メートル を超え 1, 000平 方メート ル以内の もの	18, 400 円	124, 900 円	321, 60 0円
	床面積が 1, 000平 方メート ルを超え 2, 000平 方メート ル以内の もの	28, 900 円	157, 300 円	415, 20 0円
	床面積が 2, 000平 方メート ルを超え 5, 000平 方メート ル以内の もの	86, 800 円	254, 700 円	592, 60 0円
	床面積が 5, 000平 方メート ルを超え 10, 000平 方メート	137, 40 0円	332, 600 円	730, 00 0円

<u>ル以内の もの</u>			
<u>床面積が 10,000平 方メート ルを超え 25,000平 方メート ル以内の もの</u>	<u>173,60 0円</u>	<u>399, 800 円</u>	<u>862,90 0円</u>
<u>床面積が 25,000平 方メート ルを超え るもの</u>	<u>217,00 0円</u>	<u>469, 000 円</u>	<u>984,50 0円</u>

### 3 複合建築物の場合

<u>区分</u>	<u>1件当たりの手数料の 金額</u>
<u>複合建築物全 体の認定申請 をする場合又 は複合建築物 の住戸部分及 び複合建築物 全体の認定申 請をする場合</u>	<u>次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、それぞ れ当該各号に定める金 額。この場合におい て、1の表中「申請戸 数」とあるのは、「総 戸数」と読み替えるも のとする。</u>  <u>(1) 1戸の住宅の用途 に供する部分を有す る場合 次のア及び イに掲げる金額を合 算した金額</u> <u>ア 1の表に掲げる 1戸建ての住宅の 手数料の金額</u> <u>イ 住宅以外の用途</u>

に供する部分の床面積に応じた 2 の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途

に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 次のアからウまでに掲げる金額を合算した金額

ア 住戸部分の総戸数に応じた 1 の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

イ 共用部分の床面積に応じた 1 の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額

ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた 2 の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(3) 共同住宅等の用途

に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を

	<u>算定しない場合</u> 前 <u>号ア及びウに掲げる</u> <u>金額を合算した金額</u>
<u>複合建築物の</u> <u>住戸部分の認</u> <u>定申請をする</u> <u>場合</u>	<u>複合建築物の形態に応</u> <u>じて、1の表に掲げる</u> <u>1戸建ての住宅の手数</u> <u>料の金額又は認定申請</u> <u>をする住戸部分の戸数</u> <u>に応じた共同住宅等の</u> <u>住戸部分の手数料の金</u> <u>額</u>

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 70 号

### 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

#### 理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の定めるところにより、本市における災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議について、有識者により円滑かつ適正に行うことを行うことを目的として、名張市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

## 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条 —<u>第15条</u>）</p> <p><u>第5章 災害弔慰金等支給審査委員会</u> (<u>第16条</u>)</p> <p><u>第6章 雜則（第17条）</u></p> <p>附則</p> <p>第15条 略</p> <p><u>第5章 災害弔慰金等支給審査委員会</u> (<u>災害弔慰金等支給審査委員会の設置等</u>)</p> <p><u>第16条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条の規定により、名張市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、医師、弁護士その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>4 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 委員会の会議は、非公開とする。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>第6章 雜則</u></p> <p>第17条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条 —<u>第16条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第15条 略</p>

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
行政不服審査会委員	略	略	行政不服審査会委員	略	略
災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 7,000円 申請の審査1件につき、2,000円を加算する。	別表第3			
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

## 議案第 71 号

### 名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

#### 理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者による保育内容支援等の連携施設の確保が困難な場合における基準を整備するとともに、連携施設に係る経過措置の期間を延長するほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

## 名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 略 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 略 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又</p>

は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1）特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定及び特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（2）略

（3）当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができます。

（1）特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2）次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1）特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定及び特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

（2）略

（3）当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいづれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるとときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（2） 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置

代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事務所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

6～11 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事務所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 略

4～9 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 72 号

### 名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について

名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

#### 理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者による保育内容支援等の連携施設の確保が困難な場合における基準を整備するとともに、連携施設に係る経過措置の期間を延長するほか、所要の改正を行うとする。これが、この議案を提出する理由である。

## 名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を<del>行う</del>保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定及び保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「<u>保育内容支援</u>」という。）を実施すること。</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事</p>	<p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を<del>行う</del>保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定及び保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと</u>。</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事</p>

業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者は、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことととができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合において、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことととができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事

		業A型事業者等」という。)
(2) 略		(2) 略
<u>6・7 略</u>		<u>4・5 略</u>
(食事の提供の特例)		(食事の提供の特例)
第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	
(1) 略		(1) 略
(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は <u>管理栄養士</u> により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士又は <u>管理栄養士</u> による必要な配慮が行われること。	(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。	
(3)～(5) 略		(3)～(5) 略
2 略		2 略
附 則		附 則
(連携施設に関する経過措置)		(連携施設に関する経過措置)
4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める		4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める

場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 73 号

名張市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

名張市国民健康保険税条例（昭和36年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

国民健康保険税の課税の特例措置を令和7年度における均等割額及び平等割額の課税についても延長して適用するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

## 名張市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

名張市国民健康保険税条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(令和6年度及び令和7年度における国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 令和6年度分及び令和7年度分の国民健康保険税においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>略</p> <p>(令和4年度から令和7年度までにおける未就学児に係る被保険者均等割額の減額の特例)</p> <p>16 令和4年度分から令和7年度分までの国民健康保険税においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>略</p> <p>(令和6年度及び令和7年度における出産被保険者に係る被保険者均等割額の減額の特例)</p> <p>18 令和6年度分及び令和7年度分の国民健康保険税においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>略</p>	<p>附 則</p> <p>(令和6年度における国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 令和6年度分の国民健康保険税においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>略</p> <p>(令和4年度から令和6年度までにおける未就学児に係る被保険者均等割額の減額の特例)</p> <p>16 令和4年度分から令和6年度分までの国民健康保険税においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>略</p> <p>(令和6年度における出産被保険者に係る被保険者均等割額の減額の特例)</p> <p>18 令和6年度の国民健康保険税においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>略</p>

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(適用区分)
- 2 改正後の名張市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 74 号

名張市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

名張市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額の引上げ等を行うため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

## 名張市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

名張市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤</p>

消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考 略

消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考 略

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた名張市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 議案第 75 号

名張市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第36号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

### 理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金について、新たな勤務年数の区分を加えるため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例  
 名張市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第36号）  
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	5年 以 上	25年 以 上	30年以上		5年 以 上	25年 以 上	30年以上
団長	略	979,000円	<u>1,079,000円</u>	団長	略	979,000円	
副団長	略	909,000円	<u>1,009,000円</u>	副団長	略	909,000円	
分団長	略	849,000円	<u>949,000円</u>	分団長	略	849,000円	
副分団長	略	809,000円	<u>909,000円</u>	副分団長	略	809,000円	
部長及び班長	略	734,000円	<u>834,000円</u>	部長及び班長	略	734,000円	

団員	略	689,000円	<u>789,000円</u>

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

## 議案第 76 号

名張市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する  
条例（平成24年条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

### 理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術  
管理者の資格要件が見直されたことから、関係規定を整備するため、所要の改正を行  
おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

名張市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において <u>土木工学科</u> 又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 <u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川</u> (以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において <u>機械工学科</u> 若しくは <u>電気工学科</u> 又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、 <u>4年以上水道等</u> に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の <u>土木工学科</u> 若しくはこれに相当する課程において <u>衛生工学</u> 若しくは <u>水道工学</u> に関する <u>学科</u> を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において <u>土木工学科</u> 若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、 <u>2年以上水道</u> に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学の <u>土木工学科</u> 又はこれに相当する課程において、 <u>衛生工学</u> 及び <u>水道工学</u> に関する <u>学科</u> 以外の <u>学科</u> を修めて卒業した後、 <u>3年以上水道</u> に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)、 <u>高等専門学校</u> 又は <u>旧専門学校</u> 令(明治

令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（5） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（7） 10年以上水道等の工事に関する技

36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（4） 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（5） 10年以上水道の工事に関する技術

術上の実務に従事した経験を有する者  
(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号に規定する学校の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあっては2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号に規定する学校を卒業した者にあっては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を

上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する学校の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあっては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を

選択したものに限る。) であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後 (専門職大学前期課程にあっては、修了した後) 、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者 (専門職大学前期課程にあっては、修了した者) については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程 (土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除

選択したものに限る。) であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 布設工事監督者に必要な資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後 (専門職大

く。) を修めて卒業した後 (専門職大学前期課程にあっては、修了した後) 、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者 (専門職大学前期課程にあっては、修了した者) については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後 (専門職大学前期課程にあっては、修了した後) 、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者 (専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号において同じ。) については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとの最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学前期課程にあっては、修了した後) 、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者 (専門職大学前期課程にあっては、修了した者) については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した後 (専門職大学前期課程にあっては、修了した後) 、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者 (専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号において同じ。) については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する科目又は前号に規定する科目に相当する科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとの最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）

であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

名張市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

名張市公共下水道条例（平成17年条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

国のアナログ規制の見直しにおける排水設備工事責任技術者の常駐・専任規制の緩和及び下水道法施行令の一部改正に伴い、用語を整理するほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

## 名張市公共下水道条例の一部を改正する条例

名張市公共下水道条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定の基準等)  第9条 管理者は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条第1項の指定を行うものとする。  (1) 公益財団法人三重県下水道公社 (昭和62年7月1日に財団法人三重県下水道公社という名称で設立された法人をいう。以下「公社」という。) が実施する排水設備工事責任技術者試験に合格し、公社の資格認定者名簿に登録され、責任技術者証を発行された者 (以下「責任技術者」という。) <u>を店舗又は事務所</u> (以下「営業所」という。) ごとに <u>選任</u> していること。 <u>ただし、三重県内又は奈良県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u>  (2)～(4) 略 (水質適合のための除害施設の設置等)  第17条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。  (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げる物 当該排質又は項目以外のもの 水基準	(指定の基準等)  第9条 管理者は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条第1項の指定を行うものとする。  (1) 公益財団法人三重県下水道公社 (昭和62年7月1日に財団法人三重県下水道公社という名称で設立された法人をいう。以下「公社」という。) が実施する排水設備工事責任技術者試験に合格し、公社の資格認定者名簿に登録され、責任技術者証を発行された者 (以下「責任技術者」という。) <u>が店舗又は事務所</u> (以下「営業所」という。) ごとに <u>1名以上専属</u> していること。  (2)～(4) 略 (水質適合のための除害施設の設置等)  第17条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。  (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げる物 当該排質又は項目以外のもの 水基準

<p>で水質汚濁防止法に基づく三重県条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの (第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。)</p> <p>2 略 (使用開始等の届出)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 法第11条の2、<u>第12条の3、第12条の4又は第12条の7</u>の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をしたものとみなす。</p>	<p>で水質汚濁防止法に基づく三重県条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの (第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。)</p> <p>2 略 (使用開始等の届出)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 法第11条の2、<u>法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7</u>の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をしたものとみなす。</p>
--	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 78 号

名張市農業共済基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

名張市農業共済基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和63年条例第2号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

三重県農業共済組合が本市の区域内において農業共済事業を実施していることに鑑み、所期の目的を達成したため、本基金を廃止しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市農業共済基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例  
名張市農業共済基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和63年条例第2号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

地方独立行政法人名張市立病院中期目標について

地方独立行政法人名張市立病院の中期目標を別紙のとおり定める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川裕之

理 由

地方独立行政法人名張市立病院の中期目標を定めるため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により議会の議決を求める。これが、この議案を提出する理由である。

## 地方独立行政法人名張市立病院中期目標

### 前文

名張市立病院（以下「市立病院」という。）は、平成9年の開院以来、市民に親しまれ信頼される病院を目指して、二次医療機関として地域の医療機関との役割分担や連携を行いながら、救急医療（二次救急、小児救急）、小児医療、感染症医療、災害その他緊急時における医療といった地域医療における中核的な役割を果たしている。

近年は、人口減少、少子高齢化による疾病構造の変化、医療需要の増大や多様化、医療従事者の不足と働き方改革への対応が大きな課題となっている。市立病院がこうした課題に対応し、持続可能な医療提供体制を支えるための強固な経営基盤の確立に向けて、経営の自律性、機動性及び透明性の高い経営形態である地方独立行政法人へ移行することとした。

地域医療における公立病院としての役割を引き続き担いながら、地方独立行政法人の特長を十分に生かした病院運営を行うことを期待し、中期目標を次のとおり定める。

### 第1 中期目標の期間

令和7年10月1日から令和11年3月31日までの3年6か月間とする。

### 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 地域に必要な二次医療提供体制の確保

##### （1）二次救急及び小児救急医療体制の堅持

地域住民の安心と安全を守るため、今後の医療需要の動向を注視しながら、伊賀地域基幹3病院による二次救急輪番制と24時間365日の小児救急医療体制を堅持すること。なお、市や医師会と協力し、二次救急医療の適正利用の促進、かかりつけ医の重要性等について、市民への丁寧な説明と情報提供を行うこと。

##### （2）がん、心疾患、脳卒中等の医療需要に応じた診療機能の強化

がん、心疾患、脳卒中等の診療機能を強化するため、大学病院等の高度先進医療を実施している医療機関と連携した診療体制を充実させること。また、人口動態や疾病構造の変化に基づく医療需要の動向を踏まえ、伊賀地域基幹3病院それぞれの専門性に応じた役割分担と連携体制を更に推進し、地域完結型の医療提供体制の構築に寄与すること。

##### （3）地域医療機関との役割分担と連携強化の推進

地域の中核病院としての役割を果たすため、以下の点を含め、地域医療連携部門の充実を図り、円滑な役割分担と連携を一層強化すること。

ア 紹介率・逆紹介率の向上を図ること。

イ 医療機器等の共同利用を促進すること。

ウ 地域の医療需要に応じた専門診療科の充実を図ること。

(4) 高齢社会に対応した医療機能の充実

地域の医療機関や介護サービス事業所と連携、役割分担の上、在宅復帰を支援し、高齢社会に対応した医療機能の充実を図ること。

(5) 災害時や新興感染症発生時に備えた体制の確保

市民の安心と安全につながる医療提供が継続できるよう、平時から必要な人的・物的資源を整備する等の対策を講じること。また、D.M.A.T (災害派遣医療チーム) を有する災害拠点病院として、県や市が実施する災害対策等に協力すること。

## 2 医療水準の向上

(1) 医療従事者の確保と専門性の向上

医療従事者の離職が社会的な課題となっているため、計画的な確保及び定着を最優先課題として取り組むこと。また、地域や市立病院に必要となる優秀な職員を育成するため、それぞれの職種に応じた専門性の向上、教育・研修体制の充実、専門資格取得の支援等を行うこと。

(2) 医療機器等のインフラ整備

医療サービスの質を高め、地域医療の信頼性の向上を図るため、地域の医療需要に応じた質の高い医療機器等を導入すること。その際、費用対効果の検証を行い、適正な整備に努めること。

(3) 医療安全管理対策の徹底

院内感染防止及び医療安全管理に関する情報の収集及び分析を行う体制を構築し、職員全員が医療安全管理対策を徹底すること。

## 3 患者サービスの一層の向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者の権利擁護の観点から、患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントの徹底を図ること。また、患者相談窓口の更なる充実、セカンド・オピニオン制度の有効活用の推進を図ること。

(2) 患者の利便性の向上

マイナンバーカードの健康保険証利用の更なる促進その他デジタル技術の活用等を含め、それぞれの患者に応じた利便性の向上を図ること。また、ボランティア等を進んで受け入れ、患者の利便性の向上につなげること。

(3) 院内環境の整備

患者のプライバシー確保に配慮した快適な院内環境を整備するため、施設、設備等

の改修を計画的に実施すること。

#### (4) 職員の接遇向上

多様な患者ニーズに応じたサービスを提供するため、全ての職員に対し、法人が求める医療サービスの提供者としての行動を指針として明確に示し、接遇の向上に努めること。また、定期的に患者満足度調査を実施し、一層のサービス向上と業務改善の取組を進めること。

#### (5) 市民に対する積極的な情報発信

市民に選ばれる病院となるよう、診療内容や病院間の連携体制について、ホームページや広報紙を通じて周知を図ること。

また、市民が自身の健康管理に積極的に取り組めるよう、市立病院が診療等を通じて蓄積した健康、疾病予防その他専門医療等の情報を活用し、市民公開講座の開催やホームページ、SNS等による情報発信をすること。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 1 地方独立行政法人の内部統制

##### (1) 組織と管理運営体制の確立

市立病院が中期計画及び年度計画を着実に達成できる管理体制を確立するため、理事会や事務局等の体制を整備するとともに、組織内における権限と責任の明確化により、効率的かつ効果的な管理運営体制を構築すること。

また、自律的かつ弾力的な組織とするため、部門間の連携を強化し、迅速かつ的確な意思決定を支える体制の整備を図るとともに、組織内における不正を早期に発見するため、内部通報制度の整備及び周知をすること。

##### (2) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の徹底

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令に基づき、個人情報の適正な取り扱いを徹底すること。また、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第14条第2項及び医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき、サイバーセキュリティの確保及び医療情報を安全に管理するために必要な措置を徹底すること。

##### (3) コンプライアンスの徹底

信頼される医療機関としての責務を果たすため、以下の点を一層推進すること。

ア 患者の安全と医療の質を向上させるため、関係学会等が示すガイドラインの正しい理解と実践に努めること。

イ 法令や組織規範を厳守し、全ての職員が職員倫理に即した行動を取ること。

ウ 全ての職員が安心して働く環境を整えるため、ハラスメント根絶のための教育と啓発活動を強化すること。

(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成

職員一人一人の意見やアイデアを業務運営に反映させるプロセスを確立し、業務改善に取り組む組織風土を醸成すること。

## 2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

職員のスキルや適性を最大限に生かすため、職員を適切かつ弾力的に配置し、医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応すること。

(2) 事務部門の強化

病院の事務に精通した職員を確保し、診療情報の管理及び分析の専門能力を有する事務職員を増員、育成することにより、事務部門の職務能力の向上を図ること。これにより、経営管理機能を強化するとともに病院経営の効率化を図ること。

(3) 人事評価制度の構築

職員の努力が適正に評価され、実績が的確に反映される人事評価制度の構築を目指すこと。本制度の構築に際しては、職員の意欲を高められるよう、職員と共に段階的に構築すること。

(4) 働きやすい就労環境の整備

医療機関の経営にとって、職員一人一人の力は、大変重要である。法人は、その力を十分に発揮できるよう、働きやすい就労環境を整備するため、精神面を含めた健康管理の体制を構築し、定期的な職員満足度調査を実施するほか、効果的な機器等の整備、デジタル技術の活用、適切な労働時間管理及び各種休暇制度の充実その他の取組を実施すること。

(5) 予算の弾力化

中期目標及び中期計画の範囲内で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的かつ効果的な事業運営に努めること。

(6) 名張市立看護専門学校の充実と強化

最新の医療知識と技術を学べるカリキュラムの導入や市立病院との相互協力体制を更に強化し、実習環境の整備等、実践的なスキルが身に付けられるよう取り組むこと。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 収支の改善

公立病院としての使命を果たし、持続的な経営基盤を確立するため、理事長のリーダーシップの下、医療環境の変化に的確かつ迅速に対応しながら、次に掲げる取組を推し進め、中期目標を着実に達成すること。その際、経営分析や計画の進捗状況の定期的な把握を行い、継続的な改善を実施する中で、全ての職員の経営感覚とコスト意

識を高め、経営マインドの醸成を図ること。

(1) 収入の確保

病床利用率及び高度医療機器の稼働率向上を図り、収入を確保すること。また、診療報酬の改定や健康保険法（大正11年法律第70号）等の改正への的確な対処、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収その他の取組に努めること。

(2) 費用の節減

複数年契約等の多様な契約手法の活用、後発医薬品採用の一層の促進、医薬品及び医療材料の在庫管理の徹底、委託業務の見直しその他の取組により、費用の節減を図ること。

(3) 運営費負担金

運営費負担金は、市民にとって不可欠な政策医療を継続していく上で必要となることから、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第85条第1項の規定により、設置団体である市が負担する。ただし、その財源が市民の負担により支出されていることを十分に認識した上で、法人の収入をもって事業の継続が困難であると認められる経費等について市と協議し、適切な額を中期計画に計上すること。その際、使途を明確にし、市民から理解が得られるような経営を行うこと。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 地域の医療水準向上への貢献

(1) 地域関係機関を対象とした講演会や研修会の開催

地域に必要な医療技術や知識等の情報を活用した講演会及び研修会を定期的に開催し、医療水準の向上を図ること。

(2) 地域で活躍できる医療従事者の養成

大学等の医療人材の養成機関から医師、看護師、薬剤師等の実習を積極的に受け入れ、地域医療の特性や地域住民のニーズ等に応じた柔軟な対応力を育むことができる教育研修機能の充実を図ること。

### 2 市及び県の施策への協力

(1) 名張市総合計画「なばり新時代戦略」に基づく取組の継続

名張市総合計画「なばり新時代戦略」に基づき、地域の医療を支え、保健・医療・福祉の連携を強化し、全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの充実を図るという市の取組に協力すること。また、産科医療提供体制等、市が抱える課題解決に向けた医療施策については、今後も引き続き市、医師会等に協力し、検討すること。

(2) 広域的な地域医療体制の確保

広域的な地域医療体制の確保のため、引き続き主体的な役割を果たし、県が策定する「第8次三重県医療計画」及び「三重県地域医療構想」の実現に向け協力すること。

議案第 80 号

地方独立行政法人名張市立病院に承継させる権利を定めることについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により、地方独立行政法人名張市立病院に承継させる権利を次のとおり定めることについて、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第18条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

1 土地

所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	価額 (円)
名張市百合が丘西1番町 178番地	10, 139. 90	
名張市百合が丘西1番町 179番地1	10, 364. 29	296, 000, 000
名張市百合が丘西1番町 180番地	756. 83	
名張市百合が丘西1番町 1157番地	376. 00	
名張市百合が丘西1番町 1157番地5	376. 00	
名張市百合が丘西1番町 1157番地6	376. 00	48, 000, 000
名張市瀬古口1157番 地1	2, 357. 97	

名張市百合が丘西 5 番町 30 番地	3, 605. 73	50, 000, 000
名張市百合が丘西 5 番町 31 番地	3, 378. 31	47, 000, 000
名張市百合が丘西 5 番町 32 番地	2, 535. 05	35, 000, 000

2 建物

施設名	所在地	延べ床面積 (m <sup>2</sup> )	価額 (円)
病院	名張市百合が丘西 1 番町 1 78 番地	18, 102. 11	1, 773, 000, 000
医師宿舎	名張市百合が丘西 5 番町 3 0 番地	945. 96	71, 000, 000
看護師宿舎	名張市百合が丘西 5 番町 3 1 番地	1, 854. 00	132, 000, 000
看護専門学校	名張市百合が丘西 5 番町 3 2 番地	2, 305. 05	168, 000, 000

3 前2項に定めるもののほか、地方独立行政法人名張市立病院の設立の日の前日において名張市病院事業会計に属する公有財産（土地及び建物を除く。）、物品及び債権

議案第 81 号

地方独立行政法人名張市立病院定款の一部変更について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、地方独立行政法人名張市立病院定款の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

地方独立行政法人名張市立病院に承継される権利に係る財産の精査に伴い、当該財産のうち土地及び建物について、所要の変更を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

地方独立行政法人名張市立病院定款の一部変更について  
 地方独立行政法人名張市立病院定款の一部を次のように変更する。  
 次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後		変更前	
別表（第19条関係）		別表（第19条関係）	
1 土地		1 土地	
所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )
略	略	略	略
名張市百合が丘西 1番町 <u>179番地1</u>	<u>10,364.29</u>	名張市百合が丘西 1番町 <u>179番地の一部</u>	<u>10,150.00</u>
略	略	略	略
2 建物		2 建物	
施設名	所在地	施設名	所在地
病院	名張市百合 が丘西1番 町178番地	病院	名張市百合 が丘西1番 町178番地
医師宿 舎	名張市百合 が丘西5番 町30番地	医師宿 舎	名張市百合 が丘西5番 町30番地
看護師 宿舎	名張市百合 が丘西5番 町31番地	看護師 宿舎	名張市百合 が丘西5番 町31番地
看護専 門学校	名張市百合 が丘西5番 町32番地	看護専 門学校	名張市百合 が丘西5番 町32番地

#### 附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

公の施設の指定管理者の指定について  
(名張市総合福祉センターふれあい)

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
名張市総合福祉センター ふれあい	名張市丸之内79番地 社会福祉法人 名張市社会福祉協議会	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川裕之

市道路線の認定について

名張市道の路線を次のとおり認定する。

認定する路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
2138	鴻之台3の7号線	鴻之台3番町 87番地	鴻之台3番町 85番地	鴻之台3番町

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川裕之

理由

開発行為に伴い築造された路線を引き続き本市が維持管理していく必要があるため、市道として認定する。これが、この議案を提出する理由である。

## 路線認定図(鴻之台3番町地区)



路線認定区間

○→ 認定部分

### 市道路線の変更について

名張市道の路線を次のとおり変更する。

#### 変更する路線

路線番号		路線名	起点	終点	重要な経過地
7460	旧	追分線	東町 2015番1地先	蔵持町里 3405番地先	蔵持町里
	新		東町 2015番1地先	蔵持町里 3434番地先	蔵持町里

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川裕之

#### 理由

市道の一部が開発行為の対象の区域となることに伴い、認定区間から当該区域を除くため、路線を変更する。これが、この議案を提出する理由である。

## 路線変更図(蔵持町里地区)



路線認定区間

○ → 認定部分

○ → 廃止部分

議案第 85 号

令和6年度名張市一般会計補正予算（第8号）について

令和6年度名張市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 86 号

令和6年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川裕之

議案第 87 号

令和6年度東山墓園造成事業特別会計補正予算（第3号）について

令和6年度東山墓園造成事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 88 号

令和 6 年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 89 号

令和6年度名張市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和6年度名張市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 90 号

令和 6 年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 91 号

令和6年度名張市国津財産区特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度名張市国津財産区特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 92 号

令和6年度名張市病院事業会計補正予算（第3号）について

令和6年度名張市病院事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 93 号

令和6年度名張市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度名張市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 94 号

令和6年度名張市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度名張市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年 2月27日提出

名張市長 北川 裕之